

環境委員会資料

1 陳情の審査

- (1) 陳情第60号 大川緑地（大川緑道公園）岸壁を海釣り施設として整備し開放を求める陳情

資料 陳情第60号 大川緑地（大川緑道公園）岸壁を海釣り施設として整備し
開放を求める陳情

港 湾 局

（令和6年8月23日）

陳情第60号 大川緑地(大川緑道公園)岸壁を海釣り施設として整備し開放を求める陳情

1 大川町緑地の施設概要

昭和63年度に整備し、翌年度から供用開始をした休息緑地である。緑地内には、広場や緑道があり、ベンチも設置され、憩いの場となっている。また、撮影にも利用されるなど、さまざまな利用がある。

面積:約1.5ha(うち陳情場所の田辺運河側緑地 約0.4ha)

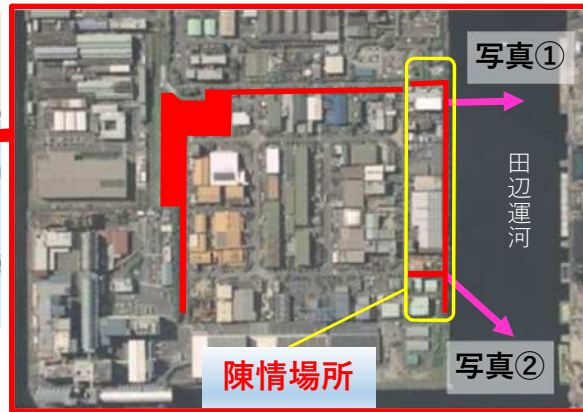
駐車場:なし

【参考】田辺運河

延長:1,300m 幅:180m 水深:-5~-10m

入港船舶係留状況:1,072隻(川崎港統計年報 令和4年※)

※ 総トン数5トン以上の入港船舶(非自航はしけを除く)を集計

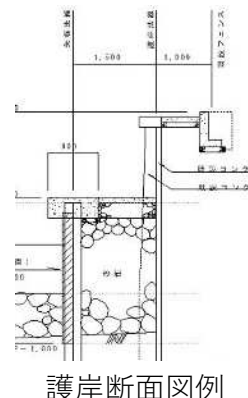


国土地理院地図(電子国土Web) (<http://maps.gsi.go.jp>)をもとに港湾局作成

大川町緑地



大川町緑地(田辺運河側緑地)の様子



護岸断面図例

2 大川町緑地の状況について

大川町緑地の前面にある田辺運河は、緑地の向かい側に民間の係留施設が複数あり、船の離着岸や航行がある。また、田辺運河奥にある南渡田運河等への航行にも使用されている。

緑地の背後には、企業が隣接している。

【現状】

○大川町緑地(田辺運河側緑地)内は釣り禁止

田辺運河に面し、複数の船が航行し、付近を航行することもあるため、投げ釣り等で船の離着岸や航行に支障が生じる。また船舶と釣り糸が干渉し、釣り人にも被害が及ぶ恐れがある。

万が一海に落ちた場合、上がる場所がなく、船と接触する可能性がある。

写真①



写真②



3 川崎港における釣りができる場所について

平成15年度に整備完了した東扇島西公園は、航路に面しておらず、安全に釣りも楽しめる場所となっており、週末は多くの来園者があり、賑わっている。



4 本市の考え方

大川町緑地は、緑地の幅が狭く、更に航路幅の狭い田辺運河に面しており、船舶航行・係留施設利用及び公園利用者双方の安全確保の観点から釣り施設として開放は行わない。一方で、海に触れ合える機会は大切であり、現在閉鎖中の浮島つり園の再開は困難なことから、安全に釣りができる場所を検討している。